

今がチャンス!! よーし 決めた!!



神戸町に住もう

令和7年3月31日まで
延長しました!!

神戸町定住促進奨励金制度がスタート

神戸町に定住される方を応援します。

- 神戸町では、定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、町内に住宅を新築又は住宅を購入し、定住した方に奨励金を交付します。
- 生活環境に優れたコンパクトタウン、神戸町で暮らしてみませんか。

【対象となる方】

- ① 新築住宅を取得の場合（町内・町外在住者で一定要件を満たす者）

令和7年3月31日までに新築住宅を取得
（住宅の引き渡し又は建物の登記）し、定住した方
※ただし、既存住宅の建替えなどは対象となりません。



- ② 中古住宅を取得の場合（町外在住者で一定要件を満たす者）

5年以上続けて、町外に住んでみえた方が、令和7年3月31日までに
中古住宅を取得（住宅の引き渡し又は建物の登記）し、定住した方

【対象となる住宅】

- ① 住宅（玄関、居室、便所、浴室及び台所を有する1戸建て住宅）の新築、購入
- ② 併用住宅（住居部分の面積が2分の1以上の場合に限る。）の新築、購入
- ③ 中古住宅（町外在住者に限る。）の購入
※その他対象となる条件がいくつかありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【定住奨励金の額】

- ① 住宅、併用住宅の新築、購入
1㎡当たり 3,000円（上限：45万円）
（例）120㎡の場合 120㎡×3,000円=36万円
※併用住宅の場合は、住居部分の面積が基準となります。
- ② 町外在住者の中古住宅の購入
1㎡当たり 1,000円（上限：15万円）
（例）120㎡の場合 120㎡×1,000円=12万円



○神戸町役場ホームページ（<http://www.town.godo.gifu.jp/>）に、
神戸町定住促進奨励金制度（申請方法・提出書類・様式等）の詳細を掲載しています。

【問い合わせ先】神戸町役場 総務部 まちづくり戦略課 ☎0584-27-0172

【定住促進奨励金をよくある質問 Q&A】

Q1：同居の息子が結婚するため、息子が同じ敷地内に住宅を新築します。対象になりますか。

A1：同じ敷地内での新築は対象になりません。全く違う土地に新築する場合は対象になります。

Q2：家が古くなったので、家を全部取り壊し一旦借家に転居した後に、住宅を新築しました。対象になりますか。

A2：既存住宅の建替えにあたるため、対象になりません。

Q3：親が建てた新築住宅を、息子が購入しました。対象になりますか。

A3：奨励金の交付を受けるための不自然な契約で、実質的には相続による取得と考えられるため、対象となりません。

Q4：親と共有名義で家を取得し、夫婦の持ち分は6/10で親は同居しません。対象になりますか。

A4：対象になります。居住する世帯員全員の持ち分が1/2以下である場合は対象になりません。

Q5：住宅と土地を一括購入しましたが、契約書では住宅部分の価格がわかりません。どうすればよいですか。

A5：契約書以外に住宅部分の価格がわかる書類（任意様式）を一緒に提出してください。

Q6：町内の持家住宅が老朽化しているので、他の場所に建築するか建売住宅を購入して転居したいと考えています。対象になりますか。

A6：家を新規に取得することになるので、対象になります。

Q7：町内のアパートに住んでいますが、中古住宅を購入した場合、対象になりますか。

A7：対象になりません。対象となるのは、町外に5年以上続けて住んでみえた方が、令和7年3月31日までに中古住宅を取得し定住した場合のみとなります。

Q8：併用住宅を新築しましたが、住居部分の面積が全体の4割となりました。対象となりますか。

A8：対象になりません。住居部分が1/2以上である必要があります。

Q9：令和7年3月に住宅の引き渡し（又は建物の登記）を受け、4月になってから住所を移転して定住しました。対象になりますか。

A9：定住の日が対象期間より後のため、対象になりません。（期間の延長についてはお尋ねください）

Q10：借入の関係から住民登録は令和7年3月末で、令和7年4月に住宅の引き渡しを受けて、その後に居住しました。引渡しは奨励金の対象期間より後ですが、対象になりますか。

A10：引渡しの日（住宅の取得日）が、奨励金の対象期間より後のため、対象になりません。

Q11：新築住宅の購入を考えています。年度の途中で早期に終了することはありますか。

A11：当該年度の予算内で助成しますので、申請の先着順で早期に終了することはあります。

Q12：定住促進奨励金の交付を受けた場合、税金はかかりますか。

A12：神戸町定住促進奨励金は、所得税法上「一時所得」として扱うこととなります。一時所得の金額の計算上50万円の特別控除があり、50万円を超える場合、その超える部分の1/2が課税対象となります。神戸町定住促進奨励金の交付を受けた年の一時所得が他になければ、課税所得は0円となり税金はかかりませんが、奨励金の交付を受けた年の一時所得が他にもあり、一時所得の合計が50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税所得の対象となり税金がかかります。詳しくは税務署又は町税務課にご確認の上、申告してください。

Q13：定住促進奨励金の交付を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合に、定住促進奨励金は、補助金等の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。

A13：控除する必要があります。平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。定住促進奨励金の交付を受けた場合も、住宅の取得等に関し交付を受ける補助金等として、住宅の取得等の対価の額から神戸町定住促進奨励金の額を差し引く必要があります。詳しくは税務署又は町税務課にご確認の上、申告してください。